

【さくら社会保険労務士事務所・宮城】

■セミナー・講師料金

令和 5 年 4 月 1 日 改正

セミナー・講師謝金の目安は、下表のとおりです。

尚、**公的機関**、及び、**それに準ずる機関**などで、講師料について独自の**報酬基準**をお持ちの場合は、可能な限り、当該基準に従います。

各種団体・法人向け 商工会議所、外郭団体、法人会、同業者団体などの講演会、セミナー、定例会、研修会など（宮城県）	90分～ 2時間	5万円～14万円
同上（宮城県以外の東北地方、関東）	90分～ 2時間	8万円～18万円
同上（それ以外の地域）	90分～ 2時間	10万円～22万円
提携事業者等 生命保険会社、損害保険会社、代理店有志など	90分～ 2時間	要相談

- * セミナー・講師料金はあくまで、**目安**です。相談に応じさせていただきます。
- * **時間の長短**、回数ものでの実施や、月間契約・年間契約の場合は、**別途相談**させていただきます。
- * 原則として、**少なくとも、開催希望日の1か月以上前まで**にご連絡をお願いします。
1か月以内の申し込みでも可能な限り、検討致しますが、希望に沿えないこともあります。
※依頼に合った講話をするため、これまで実施した類似のテーマでも、使い回しの講話はしません。
そのため、依頼者からの聞き取り～講話当日まで、十分な時間を頂いております。
- * 講演日時等は、可能であれば、**第3希望まで**ご指定いただけましたら幸いです。
- * **レジュメや資料**は、講演日等の約1週間前までに、原則、メール添付で送付させていただきます。
- * ほとんどの場合、パワーポイント、プロジェクターを使用します。**機材一式のご準備、無償での使用**をお願い致します。
- * セミナー・講師料金は当日の現金払い、講演後の口座振り込みのどちらでも構いません。

■コンサルティング・相談業務の報酬の目安額

- 1回当たりのコンサルティング・相談業務の報酬の額は、

原則：時間の長短に関わらず2時間以内、20,000円（税別）。

3時間を超えた場合の報酬は要相談（但し、1日の上限時間は、5時間までとする）。

※当事務所では、初回無料などの対応は、一切していない。

(1) **コンサルティング・相談は、原則、訪問先での対面、もしくは、オンライン（Zoom）とし、その場での現金払い、もしくは、後日、銀行振込み**とする（電話、メールでの相談には一切応じていない）。

(2) 私有車利用の場合の交通費は、**1回：「8,000円」か、「37円/km×往復距離」の higher 方の金額**とする。また、**公共交通機関を利用の場合：実費+3,000円**とする。

(3) 報酬は、あくまで、**コンサルティング・相談料金**であり、書類の作成、代行ではない。

（書類の作成などは、コンサルティング・相談を受けた相談者自身で行って頂きます。）